

### 3. 社会人の学び直しニーズ対応推進プログラム

総合経営学部観光ホスピタリティ学科 准教授 尻無浜 博幸

事業概要（500字以内）
--------------

（主としてどのような社会人を対象としているプログラムなのかについては必ず記載）

本事業は急速に高齢化を迎える信州を舞台に、地域福祉を支える側と推進する側からアプローチすることにより地域福祉の充実に貢献しようとする事業である。

平成12年に施行された公的介護保険制度は、介護に関連する人的要件と報酬等が明確になり、介護政策の一層の進展が図られた。一方、福祉に関連する人材の不足や資格等により携われない人達が存在していることも明らかになった。そこで、本制度の利用と運用が円滑におこなわれることを目的に、社会的なニーズを掘り起こして、**地域における介護政策の充実を支援する事業**を企画する。

本事業が対象にする社会人は、①介護保険制度を利用する家族である。介護をする家族を福祉の人材として育成することは適正な制度利用となり福祉政策の効果的な活用につながり、本制度の補完的な支援となる。もう一つの対象は、②福祉系大学などを無資格で卒業した社会人である。このような人材は福祉分野で専門職として活躍したい要求が強く、「社会福祉士」国家資格の取得に意欲的な人材が多い。このような人材を学び直しの場で地域福祉の専門家として再教育することは本制度の補強的な支援にもつながる。（488字）

#### 取組にあたって

社会福祉事業の展開は、これまで施設等への収容を基盤とした事業展開が主流であったが、1990年代より見直され、家（家庭）での継続した生活を基盤においた地域をベースとした事業展開に変わった。また、これまで福祉サービスを利用する本人へ働きかけることによって問題の解決をみてきた。しかし最近では、本人をとりまく周りの環境に働きかけることによって問題の解決を図ろうとする手法の大切さがうたわれている。これらの状況を踏まえ、「今、松本大学で行なわれていること」と「地域」と「社会環境」をつなぎあわせた結果、この度、上記の内容によるプログラムを提案させてもらった。

また、本学が地域立大学であるうたっている以上は、「地域のため」ではなく「地域のもの」になっていく働きかけを意識する必要がある。お店に並んでいる品物は、お金を支払うことで自分のものになる。「お金を支払う行為」を、「地域社会問題へのアプローチの仕方」に置き換えて考えてみると、「アプローチの仕方」次第では自分のものと思ってくださる人を地域に増やせる可能性がある。このような方法を考えることが地域立大学の役割かと思う。そういう意味で今回は「家族」と「福祉を学んだ無資格者」を「アプローチの仕方」の向上を担う人材予備軍と考え、学び直しの対象としたのである。

**【事業企画及び実施体制等】（7ページ以内）****・事業内容等****①事業の内容、構成及び規模等について**

この事業は高齢化率が高く、高齢化社会への変化のスピードが最も速いといわれている長野県において福祉を支える人材の底辺の拡充を図りながら、福祉の専門職への職種移行を促進することで地域福祉の担い手を段階的に充実させていくとするものである。

本事業は、二つのプログラムから成り立っておりそれが協働しながら福祉社会の充実に資するように構成されている。

**(a) 底辺の拡充のためのプログラム（以後（a）とも表示）**

第一のプログラムは、介護保険制度を利用する家族を対象としたプログラムである。この場合の対象者は、保険制度利用のためのヒヤリングの対象となる家族の中のキーパーソンをいう。このキーパーソンの推薦は介護支援専門員の協力を得て行なう。キーパーソンは現実的に介護に関する判断が求められる存在であるため、介護や福祉に関する知識が要求される。しかし、現実には介護に対する知識が乏しく、適切な判断に困窮する場合がある。このプログラムでは、家族が制度の理解や保険制度のあり方の知識を得ることで制度の本質を理解する機会にしたいと考える。また家族の介護に対する機能が高まることで、保険制度が適正に運営されることに繋がることをねらいとしている。

本内容は、制度研修と実践研修とに分けられる。制度研修が5回であり実践研修が3回である。

募集する規模は、基本的には各地域の行政の最小単位程度の範囲で、学習会を地区ごとに、少人数で行う方法をとる。例えば松本市は34地区に分かれているので、地域又は複数地区をまとめて1グループ10人の受講生で15グループ程度に分けてプログラムを実施する。（初年度は5グループの予定。資料1参照）

1グループの学習量=3時間×8回（制度研修 5回 実践研修 3回）

この事業は地域に出向いて行うプログラムであり、既存の枠組みに対象者を入れ込む従来の高等教育のスタイルを採るものではなく、いわば「草の根活動」としての福祉の底辺の拡充と個人のレベルアップを図る事業である。介護の社会化が進み、制度によって専門職の機能が確立されつつあるが、しかし、家族でできることはこの制度に頼らず家族で支援する。家族でやっても息が詰まらないように研修をすることで、介護に対する客観的な意識を醸成することが期待できる。社会の最小単位である家族の中で、家族も介護の担い手であるという認識をもう一度再確認していく内容を常に盛り込んでいく研修としたい。

主な内容は、以下のとおり。

制度研修：制度全体の変遷や動向の趣旨／介護保険制度の仕組みや認定の方法

／家族福祉論

実践研修：家族が必要な介護技術・医療行為の理解・家族の悩み相談

／リフレッシュプログラム

**(b) 社会福祉士資格取得のためのプログラム（以後（b）とも表示）**

第二のプログラムは、地域の福祉を担う専門家である「社会福祉士」になるための学び直しのプログラムである。つまり、社会福祉系の大学を無資格で卒業して3年以上を経過した社会人を対象としたプログラムである。社会保障制度による人員基準で無資格が故に、福祉の仕事に就きたいのに福祉の仕事に就けない、特に社会経験が浅い若者は少なくない。また福祉系大学を卒業した者の中に資格取得に失敗、または他の職種から福祉関係の仕事への職種移動を希望する社会人の学び直しを支援するプログラムであり、このプログラムの受講資格は、社会福祉士資格取得のための指定科目を修めた者とする。

これまで本学は総合経営学部観光ホスピタリティ学科の中に社会福祉士の受験資格を取得するための科目をおき、ホスピタリティ精神をベースに置いた観光と福祉の融合をテーマにした地域づくりを目標に人材養成を行ってきた。この授業科目の一部を社会人の学び直しに開放する。

募集する人数は、20人とする。内容は、社会福祉士の受験資格を得た者を対象として、社会福祉士の国家試験に該当する指定科目の13科目10単位の受験対策講座を中心に行う。

学習量は1日5時間×2日（／1ヶ月）×12ヶ月＝120時間

（平成20年度は10月から1月までの期間に120時間の学習を行なう予定）

を行ない、毎年1月下旬に実施される国家試験に受験することを目標としてカリキュラムを構成する。

主な内容は、以下のとおり。

観光ホスピタリティ学科の正課科目：受験対策講座特講（資料2参照）

正課外科目：受験対策講座I／受験対策講座II／受験対策講座III／事例研究

## ②事業の社会的ニーズについて

(a) の事業の対象を制度利用者の「家族（キーパーソン）」において理由は、制度が整えられることは便利なことではあるが、複雑化することで実際に制度を利用する者の理解が得にくくなる事態が生ずる。そのことによって専門職任せになってしまい、利用主体者とは距離を置いた状態で制度が運用されることになりかねない。特に、普遍的に整備され、負担のあり方も社会保険方式をもって制度化される傾向にある。このような社会保障制度は原理原則を理解した上で、実際に提供される給付のあり方を捉えていかないと本当の意味での理解にはならない。従って、高齢社会が進む中で、一番理解をする必要があるのは制度利用者の家族である。制度利用者への理解は福祉専門職が制度上、各々アプローチしている。しかし、制度利用者をとりまく家族への、制度を理解させる取組みは行なわれていない。将来的な視点も含めて家族へアプローチすることは介護保険制度の円滑な実施上不可欠で社会的ニーズが極めて高い。

また、地域をベースとした理由は、2006年度から立ち上がっている地域包括支援センター（介護保険の円滑化稼動のための地域支援センター）が本格的に稼動することになっている。その機能を活用したいからである。また、同じニーズをもった者を一同に集めるのではなく、小さな地域毎の集まりを多く作り、動きやすい集団として、小さな課題を多く集めて対応することが制度運用の面でも効果的だと考えからである。

もう一つの事業（b）である「資格取得支援プログラム」は、単なる資格取得を応援する事業ではない。また、人材不足からくる人数確保のためだけではない。資格取得を目指しながら、地域の福祉リーダーの養成を主眼に考えている。現状は、ソーシャルワークの機能が、全国共通の画一化された働きになってしまい、地域の固有な暮らしに沿ったコミュニティ・ソーシャルワークが不十分である。制度上では地域を基本とすることがうたわれているにもかかわらず、その制度を支える担い手が育っていないのが現状である。

## ③受講者が身に付ける能力について

### (a) 底辺の拡充のためのプログラム

地域福祉を支える家族を対象としたプログラムを通して身につける能力は、(イ) 我が国の社会保障制度の体系を理解 (ロ) 社会福祉法を理解 (ハ) 介護保険法を理解 (ニ) 家族機能のあり方を学ぶ (ホ) 介護への理解と介護方法の習得 (ヘ) 連携の実際と問題の共有化 (ト) リフレッシュ方法を学ぶ等である。

また、本講座を修了したことによって、本学の正課科目の「社会福祉概論Ⅰ」の科目等履修制度の修了者資格を与え、2単位取得の証明書を発行する。この単位取得を機会に、社会福祉の専門の

学習や生涯学習へつながることを目的の一つとしている。

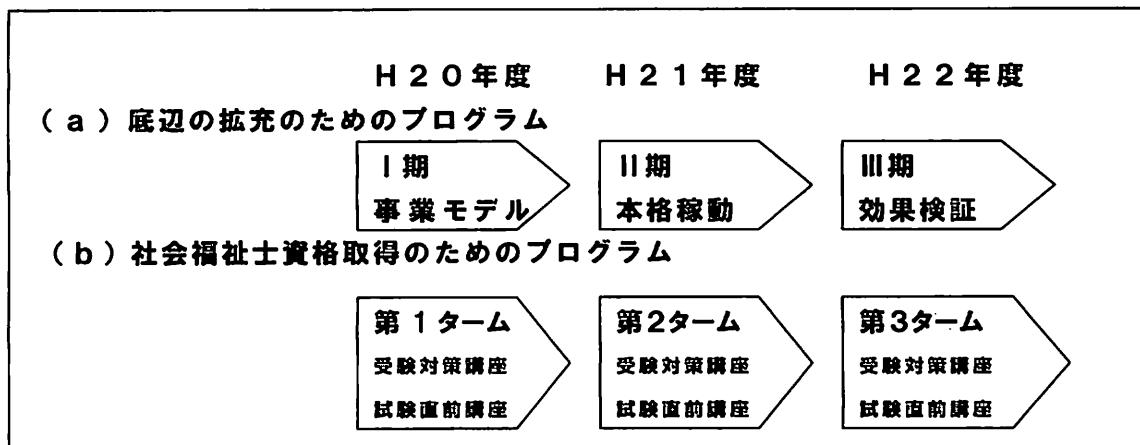
#### (b) 社会福祉士資格取得のためのプログラム

このプログラムは、「社会福祉士」国家資格の取得を目標とする。資格取得を目指しながら獲得して欲しい要素は次の通りである。

(イ) 自分にリーダーの資質を問う (ロ) コミュニティ・ソーシャルワークの機能を検証する (ハ) 新たな「地域性」を計画する (ニ) 社会福祉士の専門性を理解させる (ホ) 地域を担う一人となる。この講座は、これまで本学が実施してきた「社会福祉士」国家試験合格のための正課科目と正課外科目を連携させながら構成する。

#### ・事業実施スケジュール（フロー図等の掲載も可）

全体スケジュールは次の通り



#### (a) 底辺の拡充のためのプログラム

##### (イ) I期 (2008年9月～2009年3月) (7ヶ月) : 事業モデル構築期

事業の創生期として比較的取組みやすい地域を選択して、モデル構築の目的も含めて展開する。地域住民として存在する家族の反応をみながら、およそ5地区をモデル地域とする。比較的取組みやすい地域とは、地域住民の主体的な組織があるか、もしくは準備段階でも動きのある地域とする。具体的な行政区域は、大学が存在する松本市を想定している。地域福祉活動の拠点である、地域包括支援センター所属の専門職や福祉ひろばのコーディネーターの協力を仰ぎ、受講該当者に事業目的と内容を案内して、逐次事業（8回シリーズ）を開始していく。モデル的に5地域の取り組みを行なったところで課題を整理する。事業内容の検証や受講者のアンケート等を分析して、次期取組みの対策をたてる。

8回シリーズの研修のうち、5回の制度研修は、松本大学の専任教員が担当する。回数が多くなるため、非常勤教員（3人）で臨む。3回の実践研修は、特に介護技術については、地域包括支援センター（福祉現場）の専門職に講師を買ってもらうよう働きかける。この取組みは、介護における家族機能を地域ベースで高めていくという認識を地域に作っていきたいからである。

##### (ロ) II期 (2009年4月～2011年9月) (30ヶ月) : 本格稼動期

1ヶ月に1地域を基本的ベースとしながら各地域で事業を展開する。可能なら行政区域を他の市町村にも広げる。その際、比較的小さな市町村にアプローチする。具体的には本学近隣の市町村（波田町と山形村）を想定している。事業効果は、事業参加者のみならず、地域福祉活動の拠点に所属する専門職からもヒヤリングして効果測定をおこなう。

#### (ハ) III期（2011年10月～2012年3月）（6ヶ月）：効果検証期

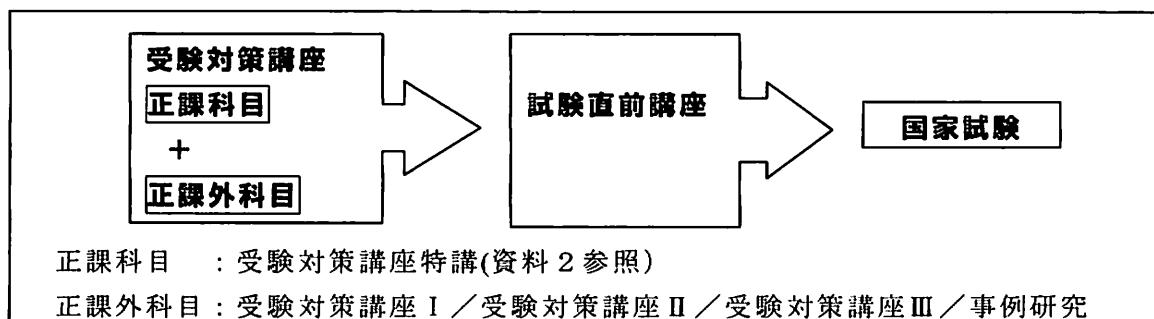
I・II期の取組みをまとめる時期とする。家族の役割に変化が生じたのか、家族機能の変化によって専門職の役割に影響した事項は何かなどの事業内容、さらには社会的効果を検証する点に主眼を置く。また、事業参加の家族の意向を伺いながら、「家族ケアの会」の組織化を図る。事業参加がきっかけとなり活動の運動体へと発展していく仕掛けをこの最終期に行なう。

#### (b) 社会福祉士資格取得のためのプログラム

1年完結型で行なうが、初年度においては半年で完結するよう計画している。取組みの中で育った人材は、翌年以降チューターとなる。また、資格者、受験者の人材ネットワークをあわせて構築していく。国家資格取得の経験やノウハウをプログラムに反映する予定である。地域の福祉リーダーを目指した研究会を組織して、松本大学内に本部を設置する。

基本的な1年のスケジュールは、1月～12月は月2回、1回5時間かけて指定科目（共通的科目・専門的科目）の受験対策講座を行なう。1月は試験直前講座として合宿スタイルで5日講座を開講する。ただし、平成20年度については、10月～12月は月7回、1月は月3回、1回5時間と試験直前講座を行なう。

講座の構成は以下の通り。



正課外科目の内容は次の通り。

受験対策講座I：指定科目のうち共通科目になっている社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、心理学、社会学、法学、医学一般について過去問題や模擬問題に実際にあたりながら解説とポイントを繰り返し確認する内容とする。

受験対策講座II：指定科目のうち専門科目になっている老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、介護概論について過去問題や模擬問題に実際にあたりながら解説とポイントを繰り返し確認する内容とする。

受験対策講座III：指定科目のうち社会福祉援助技術のみについて過去問題や模擬問題に実際にあたりながら解説とポイントを繰り返し確認する内容とする。

事例研究：老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論の事例の問題に対して、事例問題の解き方や過去問題等の解説、出題の方向性を探る内容とする。

#### ・事業実施体制（共同実施校及び協力団体・企業等がある場合は記載すること）

本事業の実施には、本学の専任教員3人、学外の講師5人、専任の事務スタッフ1人、学生の補助スタッフ3人の実施体制を基本とするが、この他に協力を依頼する団体として松本市高齢福祉課と長野県社会福祉士会を予定している。

各プログラムの詳細は以下の通り。

#### (a) 底辺の拡充のためのプログラム

(イ) 事業の対象者である、制度利用者の家族（なかでもキーパーソン）の発掘は、市の地域包括

支援センターと連携しておこなう。

- (ロ) 社会的効果の測定の際には、市の地域包括支援センターの他に、市の「福祉ひろば」事業所と連携しておこなう。
- (ハ) 介護技術等の講師については、福祉現場にいる介護保険事業所の専門職や県介護福祉士会と連携しておこなう。
- (ニ) 介護技術等のトレーニングで福祉機器が必要になった場合には、介護福祉士養成校の松本短期大学と連携しておこなう。
- (ホ) 現場見学の希望があった場合には、松本市登録の介護保険事業所と連携しておこなう。

**(b) 社会福祉士資格取得のためのプログラム**

- 1) 非常勤講師は、長野県社会福祉士会と相談のうえ本学が選考して依頼する。
- 2) 更に、受験体制の強化のために民間教育機関に相談のうえ本学が選考して依頼する。
- 3) 有資格者の組織化の際には、長野県社会福祉士会との調整を図る。

**・プログラム修了者に対する証明方法**

本プログラムの修了者には、履修証明制度の規定に則って本学より証明書を発行する。(a) 底辺の拡充のためのプログラムについては、正課科目の科目等履修生として、希望するものに対しては試験を行い、単位取得の証明を発行する。また、(b) 社会福祉士資格取得のためのプログラム修了者には、社会福祉士資格取得を条件として、本プログラムの履修証明書を取得単位証明と同時に発行する。このプログラムは、「ジョブ・カード制度」及び「大学等における履修証明制度」の履修証明プログラムに沿った内容を反映している。

また、修了後の受講生に対して本取組の趣旨である「地域福祉の底上げと充実」のための組織化を行う予定である。(a) プログラム受講者を対象に、「家族ケアの会」の組織化に向けた取組みをおこなう。(b) プログラム受講者、「社会福祉士」合格者は、地域の福祉リーダーを目指した「地域の社会福祉士研究会」を組織して、継続して研究会活動に加盟し参加する。この「研究会」と「家族ケアの会」は連携をとりながらそれぞれの機能を果たしていく。将来的にはケアラーズ・アソシエイション（在宅介護者協会・英国）をモデルに信州版の介護者協会に発展させたいと考えている。(資料3参照)

さらに、国家試験に合格しなかった履修者に対しては、この研究会に登録した上で、資格取得を目指して研鑽を続けることとする。

**・事業評価体制等**

本学の正課科目に該当する開講科目は、本学FD委員会が行う授業評価及び自己評価のアンケートとそれに対する所見等を冊子に整理して公表する。さらにシンポジウムを開催し、広く一般の意見を求める。

正課科目以外の科目をあわせて本取組に該当する開講科目をはじめ実施体制等についての評価と改善を総合的におこなう「事業運営委員会」を設置する。事業運営委員は、大学の関係者、市の所轄課担当者、家族の代表者をもって構成する。授業内容の評価、実習の評価、取組の進捗状況の評価とそれぞれの取組へのフィードバックをおこない、総合的な評価と改善を図る。

**・その他参考となる資料**

資料1：(a) 底辺の拡充のためのプログラムのⅠ期の具体的スケジュール

### I期（2008年9月～2009年3月）（7ヶ月）：事業モデル構築期

2008年9月～10月：モデル地域として5地区を選択する。松本市34地区の中から、新しい地域住民参加型の自治組織化の動きのある、安原・笛賀・今井・城北・芳川を候補とし、各地区に事業の説明と受講生の募集を行なう。その際、松本市高齢福祉課管轄の地域包括支援センターの協力と松本市福祉計画課管轄の福祉ひろば運営協議会の協力を仰ぐ。

2008年11月～2009年3月：1ヶ月に一地域をメドに研修を実施する。具体的な研修の内容は、次の通りである。

- 1回目（制度研修）：日本の社会保障制度の体系と最近の福祉の動向
- 2回目（制度研修）：介護保険法を中心とした福祉法体系
- 3回目（制度研修）：介護保険制度の仕組み
- 4回目（制度研修）：介護保険制度の方法
- 5回目（制度研修）：家族福祉論
- 6回目（実践研修）：家族が必要な介護技術の習得
- 7回目（実践研修）：医療行為の理解／家族の悩み相談会
- 8回目（実践研修）：リフレッシュプログラム

### **資料2**：社会福祉士資格取得のためのプログラム（受験対策講座特講：正課科目） (受験対策講座特講のシラバスからの抜粋)

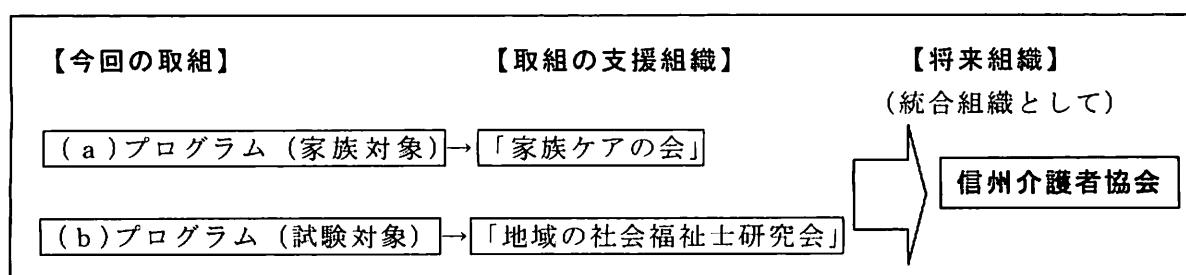
講義のねらい：厚生労働省主催の国家資格である「社会福祉士」の試験に合格することを目指して開講する。したがって、受験対策であるので、受験を予定している者のみ受講できる。

毎年1月第4日曜日が試験日であるため、その日に焦点を定めて講義を行なう。

講義の概要：出題される問題の傾向と対策をたてながら講義を進める。過去問題対策は頻繁に行なう。途中、日本社会福祉士養成校協会主催の模擬試験は受験する。

講義の進め方：基本的には学生の自己学習を中心に考える。その中に過去問題と模擬問題を織り交ぜながら進める。必要に応じて13科目全科目について解説する。

### **資料3**：「信州版介護者協会」の構想



(a) プロムグラムから組織化された「家族ケアの会」と(b) プロムグラムから組織化された「地域の社会福祉士研究会」の構成員を基に、信州版の介護者協会の組織化を図る。信州版介護者協会の目的は、地域で構築されつつある介護政策を自発的に地域住民同士で支えあっていくことである。この組織は、英国のケアラーズ・アソシエイションをモデルとしており、「NHKスペシャル 世紀をこえて一綱ともに生きる—21世紀の介護」にも紹介されており、大原社会問題研究所雑誌(No.504/2000.11)等で議論されている。